

野洲市：開発事業の表示900×900

開 発 事 業 の 表 示

この標識は、野洲市開発行為等に関する指導要綱第55条第3項に基づき、
近隣住民の方へ開発事業計画の周知を図るため、設置するものです。

開 発 事 業 協 議 番 号	
開 発 区 域 の 位 置	野 洲 市
開 発 区 域 の 面 積	m ²
開 発 事 業 の 目 的	
開 発 事 業 者 の 住 所 ・ 氏 名	
設 計 者 の 住 所 ・ 氏 名	
工 事 施 行 者 の 住 所 ・ 氏 名	
事 業 に 関 す る 問 合 せ 先	(TEL)
工 事 予 定 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
標 識 の 設 置 年 月 日	年 月 日 設 置